

奨学金給付規程

第1章 総則

(目的)

第1条 公益財団法人大西・アオイ記念財団定款第4条に基づき、この規程を定める。

(奨学生の資格)

第2条 この法人の奨学生となるものは、香川県内の高等学校、高等専門学校に在学している学生生徒、または香川県内の高等学校、高等専門学校を卒業して、香川県内もしくは他都道府県の大学、高等専門学校専攻科、大学院（原則として当財団の大学奨学生に限る。）に進学もしくは編入する学生生徒、浪人生で、学業、人物とも優秀であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

(奨学生の種類)

第3条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 高等学校奨学生
- (2) 高等専門学校奨学生
- (3) 大学奨学生
- (4) 大学院奨学生

(奨学金の給付期間および金額)

第4条 奨学金を給付する期間は、正規の最短修業年限とする。

2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 高等学校奨学生（公立） | 月額25,000円 |
| (2) 高等学校奨学生（私立） | 月額30,000円 |
| (3) 高等専門学校 | 月額30,000円 |
| (4) 大学奨学生 | 月額80,000円 |
| (5) 大学院奨学生 | 月額80,000円 |

3 奨学金は第13条第2項の規定に該当する場合を除き、返還を要しない。

第2章 奨学生の採用と奨学金の給付

(奨学生願書および奨学生推薦書の提出)

第5条 奨学生志望者は、この法人あての奨学生願書に在学学校長等の推薦書および在学証明書を添えて、この法人に提出するものとする。

2 奨学生願書の提出時期は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校奨学金 新2年生または新3年生になろうとする直前の学生生徒を対象に、当財団が募集する時期
- (2) 高等専門学校奨学金 新2年生、新3年生、新4年生または新5年生になろうとする直前の学生生徒を対象に、当財団が募集する時期
- (3) 大学奨学金 高等学校3年生、高等専門学校5年生または浪人生を対象に、当財団が募集する時期
- (4) 大学院奨学金 当財団の大学奨学生のうち大学4年生または大学院修士課程2年生を対象に、当財団が募集する時期

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、理工系学生生徒の育成を優先しつつ、奨学生選考委員会の選考を経て、代表理事が決定し、その結果は、在学学校長等を経て本人に通知する。

2 前条第2項第3号又は第4号の大学奨学金又は大学院奨学金に係る奨学生に採用された者は、翌年4月の当財団が指定した日までに大学等へ入学、編入したことを証する在学証明書を提出しなければならない。

3 選考結果については、次の理事会において報告するものとする。

(応募基準)

第7条 応募基準は、原則、以下のとおりとする。

【高等学校生】

(1) 成績要件

- ・高等学校新2年生：高校1年次の成績の評定平均が3.8以上
- ・高等学校新3年生：高校1年～2年次の成績の評定平均が3.8以上

(2) 所得要件

- ・所得の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを全て考慮するが、目安となる家計収入の上限は、給与収入世帯の場合は、世帯合計年収600万円未満、給与収入以外の世帯の場合は、自営業などその他所得340万円とする。

【高等専門学校生】

(1) 成績要件

- ・高等専門学校新2年生：高等専門学校1年次の成績の評定平均が3.8以上
- ・高等専門学校新3年生：高等専門学校1年～2年次の成績の評定平均が3.8以上
- ・高等専門学校新4年生：高等専門学校1年～3年次の成績の評定平均が3.8以上
- ・高等専門学校新5年生：高等専門学校1年～4年次の成績の評定平均が3.8以上

(2) 所得要件

- ・所得の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを全て考慮するが、目安となる家計収入の上限は、給与収入世帯の場合は、世帯合計年収600万円未満、給与収入以外の世帯の場合は、自営業などその他所得340万円とする。

【大学生】

(1) 成績要件

- ・高等学校3年生：高校1年～2年次の成績の評点平均が3.8以上
- ・高等専門学校5年生：高等専門学校1年～4年次の成績の評点平均が3.8以上
- ・浪人生：高校1年～3年次または高等専門学校1年～5年次の成績の評点平均が3.8以上

(2) 所得要件

- ・所得の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを全て考慮するが、目安となる家計収入の上限は、給与収入世帯の場合は、世帯合計年収600万円未満、給与収入以外の世帯の場合は、自営業などその他所得340万円とする

【大学院生】

(1) 成績要件

- ・大学4年生：大学1年～3年次の累計GPAの標準が3.00以上
- ・大学院修士課程2年生：大学1年～4年次に加えて、修士課程1年次の累計GPAの標準が3.00以上

(2) 所得要件

- ・所得の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを全て考慮するが、目安となる家計収入の上限は、給与収入世帯の場合は、世帯合計年収600万円未満、給与収入以外の世帯の場合は、自営

業などその他所得340万円とする

(奨学金の給付)

第8条 奨学金は、毎月一定日に給付するものとし、特別の事情があるときは2ヶ月分以上を合わせて給付することができる。

2 奨学金の給付は、直接本人に送金して行うものとする。

(学業成績および生活状況の報告)

第9条 奨学生は毎年度末に学業成績表、生活状況報告書、および在学証明書を代表理事あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、留学、留年、または退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 氏名、住所等を変更したとき
- (4) 3ヶ月以上の長期に渡り留学するとき

(奨学金の停止)

第11条 奨学生が休学等し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を停止する。

(奨学金の復活)

第12条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで在学学校長等を経て願い出たときは、奨学金の給付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第13条 奨学生が次の各号に該当すると認めるときは、在学学校長等の意見を徴して奨学金の給付を廃止する。

- (1) 傷痍疾病などのため成業の見込みがなくなったとき

- (2) 学業成績または操行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 当財団が定める書類等を期日までに提出しないとき
- (5) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (6) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (7) 大学奨学金または大学院奨学金にあつては浪人することになったとき、又は志望する大学、学部学科等に進学することができず、かつ、奨学生採用決定の廃止もやむを得ないものと認められるとき
- (8) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

2 前項各号に該当する場合、この法人は奨学生に対して奨学金の返還請求をすることができる

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生はいつでも、在学学校長等を経て、奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第15条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

第4章 補則

(実施細目)

第16条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年8月24日から施行する。

附 則(平成28年6月14日改正)

この改正規程は、平成29年度分の奨学金から適用する。